

多可町地域おこし協力隊募集要項

この町の資源を新鮮な目線で掘りおこし、多可町の魅力を広く情報発信いただける、地域おこし協力隊のみなさんを募集します。

1 募集人員（各事業1名ずつ）

地域おこし協力隊員

- 1) 播州百日どりのブランド継承支援
- 2) 健康保養地事業（クアオルト）の支援
- 3) 杉原紙の技術と伝統継承支援
- 4) 道の駅活性化と特産品販路開拓支援

2 業務内容及び活動地域

■ 共通業務

- ・ 地域おこしに関する活動
- ・ 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- ・ 地域イベントへの参加
- ・ 地域の観光情報の発信
- ・ 定住及び交流促進に関する活動

■ 個別業務

1) 播州百日どりのブランド継承支援

- 播州百日どりの飼育、羽数管理、雛受入及び出荷
- 養鶏施設の維持管理
- ブランドPR・情報発信等

2) 健康保養地事業（クアオルト）の支援

- 多可町の自然や資源を活用したヘルスツーリズムの推進
- ウォーキングコースの整備やプログラムの開発
- エーデルささゆりやその周辺施設の活性化

3) 杉原紙の技術と伝統継承支援

- 杉原紙の製作・加工・販売等
- 杉原紙研究所の運営事務支援
- ブランドPR・情報発信等

4) 道の駅の活性化と特産品販路開拓支援

- 多可町特産品販売促進、販路拡大支援
- 道の駅「杉原紙の里・多可」の運営支援
- 特産品PR・情報発信等

3 募集対象

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1)平成 30 年 6 月 1 日現在で、年齢が概ね 20 歳以上 45 歳未満の方
- (2)申込み時点で 3 大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地に該当しない市町村）に在住し、採用後に多可町に住民票を移し、居住できる方
- (3)地域おこし協力隊として活動期間終了後も、引き続き多可町内に定住し、起業、就業しようとする意欲を持っている方
- (4)地域の活性化に意欲と情熱があり、地域が抱える課題の解決に地域住民とともに積極的に取り組むことができる方
- (5)委嘱期間を全うする意思のある方
- (6)心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに誠実に挑戦する意欲がある方
- (7)普通自動車免許を有している方（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる方）
 - *任意保険（対人は無制限、対物は最低 1,000 万円）加入を必須とします
- (8)パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
 - *協力隊の活動状況に関するブログ、facebook 等の運営を必須とします。
- (9)地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

4 任用形態及び期間

- (1)多可町嘱託職員として採用します。
- (2)任用期間は着任の日から 1 年間とします。
- (3)協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5 給与

月額 166,000 円（社会保険料等自己負担分を含む）

※通勤手当、時間外勤務手当、賞与等は支給しません。

6 勤務日数及び勤務時間

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、週 5 日勤務を基本とします。

ただし、始業・終業時刻、休日（週 2 日）は、業務により変動します。

7 待遇及び福利厚生等

- (1)社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2)住居は町の施設を利用していただき、家賃は町が全額負担します。
 - ただし、水道料金、浄化槽維持費、電気料金、電話料金、ガス料金等は自己負担となります。（月額およそ 1 万円程度）
- (3)多可町までの交通費、引っ越しに必要な経費は自己負担となります。
- (4)活動に使用する車両は、私用車、リース車を問わず車両代（15,000 円/月を支給）及びガソリン代（5,000 円/月）を支給します。

- (5) パソコン等事務機器は、私用物を借り上げます。(5,000円/月を支給)
- (6) その他活動に必要と認められる経費は、実費を支給します。

8 応募手続

(1) 応募受付期間

平成30年2月1日(木)～平成30年3月30日(金) 必着

(2) 応募方法

郵送又は持参

提出書類

- ① 平成30年度多可町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 住民票の抄本
- ③ 普通自動車運転免許証の写し
- ④ その他 PR 資料(任意)

9 選考方法

(1) 第1次選考

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は応募者全員に平成30年4月中旬までに通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に多可町役場において面接試験を実施します。面接は平成30年4月下旬に実施します。

最終選考結果は、平成30年5月中旬に文書にて通知します。

住民票の異動は必ず委嘱日(平成30年6月予定)以降に行ってください。

それ以前に住所を異動させると募集対象者ではなくなり採用取り消しとなる場合があります。

(3) その他

応募に係る経費(書類申請、面接試験に伴う交通費等)は、全て応募者の負担となります。

10 応募先・問い合わせ先

〒677-0105

兵庫県多可郡多可町八千代区下村 316-2 (八千代北仮本庁舎)

多可町役場地域振興課 担当：生田

TEL0795-32-4779 (直通) / FAX0795-32-3814

E-mail : chiiki@town.taka.lg.jp